

(6) 利子所得等の課税状況

区 分	課 税 分		非 課 税 分	
	支 払 金 額	源泉徴収税額	老人等非課税、財形貯蓄非課税分支払金額	その他非課税分支払金額
平成9年度	222,306,117	33,396,743	122,932,655	103,220,094
10	179,056,520	26,867,404	125,996,473	67,146,009
11	168,567,728	25,279,740	125,286,064	58,807,740
12	809,201,069	120,990,847	371,238,321	44,509,043
13	892,396,085	134,749,817	343,769,716	48,559,851
14	274,800,263	41,016,960	138,168,364	29,551,149
公 社	債 1,266,893	189,654	69,612,089	1,843
	債 1,221,739	182,650	27,744	15,551,444
預貯金	郵便貯金 239,083,730	35,660,424	62,481,944	784,683
	銀行以外の金融機関の預金 13,562,543	2,037,094	2,494,940	2,635,377
	勤務先預金の利子 12,687,570	1,900,598	3,201,683	10,536,930
合同運用信託の収益の分配	3,743,586	561,538	11,419	-
公社債投資信託の収益の分配	1,380,675	206,612	338,370	29,381
小 計	15,276	2,289	-	-
定期積金の給付補てん金等	272,962,012	40,740,859	138,168,189	29,539,658
匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益	1,715,046	256,228	-	11,491
割引債の償還差益	123,205	19,873	175	-
計	-	-	-	-
	274,800,263	41,016,960	138,168,364	29,551,149

調査対象等：平成14年2月から平成15年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

- (注) 1 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額」は、所得税法第9条の2（老人等の郵便貯金の利子所得の非課税）のほか、第10条（老人等の少額貯金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（老人等の少額公債の利子の非課税）、第4条の2（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）及び第4条の3（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分である。
- 2 「その他非課税分支払金額」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）のほか、租税特別措置法第5条（納税準備預金の利子の非課税）及び第8条（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用）等に規定する非課税分である。

(7) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分			非 課 税 分	
	人 員	支払金額	源泉徴収税額	人 員	支 払 金 額
	人	千円	千円	人	千円
平成9年度	1,301,829	60,031,534	12,006,058	4,713	2,435,736
10	1,424,043	55,308,311	11,061,613	7,321	2,648,736
11	1,747,178	54,598,455	10,919,035	7,032	2,531,227
12	1,871,250	61,611,654	12,322,068	6,116	2,263,262
13	1,937,757	63,745,141	12,747,687	7,839	3,805,068
14	2,059,126	76,939,140	15,387,828	5,569	2,663,612
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等	2,059,126	76,939,140	15,387,828	5,569	2,663,562
公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配	-	-	-	-	50
計	-	76,939,140	15,387,828	-	2,663,612

調査対象等：配当等の支払者から平成15年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（支払調書）」及び平成14年2月から平成15年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(単位：千円)

合 計		区 分	
支 払 金 額	源泉徴収税額		
448,458,866	33,396,743	平成9年度	
372,199,002	26,867,404	10	
352,661,532	25,279,740	11	
1,224,948,433	120,990,847	12	
1,284,725,652	134,749,817	13	
442,519,776	41,016,960	14	
70,880,825	189,654	公	債 債 預 貯 金
16,800,927	182,650	社	
302,350,357	35,660,424	郵 便 貯 金	
18,692,860	2,037,094	銀 行 預 金	
26,426,183	1,900,598	銀行以外の金融機関の預金利子	
3,755,005	561,538	勤務先預金の利子	
1,748,426	206,612	合同運用信託の収益の分配	
15,276	2,289	公社債投資信託の収益の分配	
440,669,859	40,740,859	小 計	
1,726,537	256,228	定期積金の給付補てん金等	
123,380	19,873	匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益	
-	-	割引債の償還差益	
442,519,776	41,016,960	計	

3 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。

4 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法第41条の12（償還差益に対する分離課税等）に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれている。

5 「老人等非課税・財形貯蓄非課税支払金額」には、昭和63年3月31日以前の制度下における所得税法第10条（少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（少額公債の利子の非課税）及び第4条の2（勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分が含まれているものがある。

源泉分離（選択）課税適用分			合 計		区 分
人 員	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額	
人	千円	千円	千円	千円	平成9年度
3,472	527,071	184,475	62,994,341	12,190,533	10
4,987	415,942	145,580	58,372,989	11,207,193	11
4,286	415,022	145,294	57,544,704	11,064,329	12
3,561	313,820	109,837	64,188,736	12,431,905	13
4,723	353,068	121,263	67,903,277	12,868,950	14
7,533	639,281	220,694	80,242,033	15,608,522	
7,533	623,888	218,361	80,226,590	15,606,189	利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等
-	15,393	2,333	15,443	2,333	公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配
-	639,281	220,694	80,242,033	15,608,522	計

(注) 1 この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

2 「非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）に規定する非課税である。

3 「一般課税分」には、個人のほか法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。